

生まれる前に

特定不妊治療費の助成

特定不妊治療の保険適用の上限回数を超えた治療に対し一子あたり通算8回まで、また、保険適用の特定不妊治療と併用して実施した保険適用外の先進医療の治療費の一部を助成します。

※対象者、助成金額等は 治療内容によって異なりますので、詳しくはお問合わせください。

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

不育症治療費の補助

妊娠はするけれど流産、死産等を繰り返し結果的に子どもを持っていない場合、一般的に不育症と言われています。そのリスク因子を調べ原因に応じ治療を行うと、妊娠する確率が高くなると言われており、その治療費の一部を助成します。

対象となる治療 指定医療機関において受けた医療保険対象外の不育治療及びその治療にかかる検査に要した費用

対象 生殖医療専門医が所属する医療機関等、指定医療機関において、不育症と診断され、その治療を受けている法律上の夫婦

内容 1つの治療期間の対象費用に対し、1年度1回限り10万円を上限とします。

治療期間とは…不育症治療や不育症に関する検査を開始した日から出産（流産、死産等を含む）までの期間が1つの治療期間となります。

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

母子健康手帳・父子健康手帳の交付

妊娠がわかり、医療機関で受け取った妊娠届出書を提出すると母子健康手帳が交付されます。母子健康手帳は、お母さんと赤ちゃんの健康状態や成長を記録する大切なもので、妊娠中の健診や、お子さんの健診結果、予防接種の時に必要になります。

夫（パートナー）には、夫（パートナー）としてお産や育児に関わっていただくための手引書、思い出の記録として活用いただくための父子健康手帳を交付します。また、妊婦一般健康診査や乳幼児健康診査費用の助成を受けるための「母子保健のしおり」の交付も同時に行います。

対象 妊婦とその夫（パートナー）（大台町に住民登録のある方）

交付時の内容 母子健康手帳・父子健康手帳の交付等

交付場所 福祉課（原則、福祉課で保健師面談による交付とさせていただきます。ご都合の合わない方は、各出張所でも対応しますので、事前に福祉課へご連絡ください。）